

(仮称)三種五城目風力発電事業環境影響評価準備書に対する勧告  
について

令和 8 年 4 月 1 日  
経 済 産 業 省  
大 臣 官 房  
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、(仮称)三種五城目風力発電事業環境影響評価準備書について、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：秋田県山本郡三種町及び南秋田郡五城目町

原動力の種類：風力（陸上）

出 力：54,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4 年 1 月 9 日
環境大臣意見受理	令和 5 年 1 月 23 日
経済産業大臣意見発出	令和 5 年 2 月 2 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5 年 3 月 31 日
住民意見の概要等受理	令和 5 年 6 月 5 日
秋田県知事意見受理	令和 5 年 8 月 23 日
経済産業大臣勧告発出	令和 5 年 9 月 26 日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 7 年 7 月 16 日
住民意見の概要等受理	令和 7 年 10 月 7 日
秋田県知事意見受理	令和 8 年 2 月 2 日
環境大臣意見受理	令和 8 年 2 月 13 日
経済産業大臣勧告発出	令和 8 年 4 月 1 日

問合先：電力安全課 小西、植田  
電 話：03-3501-1511  
(内線：4921)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、引き続き地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事業計画の見直しについて

2.(2)ア～オの対応を踏まえ、風力発電設備の設置の取り止めや配置の変更を含む環境保全措置の検討を行うこと。検討の結果、風力発電設備の基数、配置の変更等の事業計画の見直しを行った場合は、その見直しの結果に応じて、騒音、風車の影、その他の環境影響評価項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。さらに、見直しの結果に応じて再度実施した予測、評価及びそれを踏まえた環境保全措置も含めた検討の結果について、その考え方を正確かつ分かりやすく評価書に記載すること。

### (3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、事業者が設立する猛禽類協議会等も活用し、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書にとりまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る影響について

対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域である。

本事業の実施による建設機械の稼働に伴う騒音は、参考とした環境基準を一部超過する予測となっているほか、工事用資材等の搬出入に伴い現況値から増加する騒音は最大で11dB、建設機械の稼働に伴い現況値から増加する騒音は最大で22dBと予測されている。

このため、騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、騒音による生活環境への影響が生じる可能性がある住居に対して、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、環境監視を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

## (2) 鳥類に対する影響について

対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの営巣及び繁殖が複数確認されているほか、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバや準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等、複数の猛禽類による営巣及び繁殖が多数確認されている。特に風力発電設備から約500mの位置に営巣地が存在するクマタカのペアについては、当該ペア及びその幼鳥の飛翔やとまりが風力発電設備設置予定の尾根付近で確認されており、尾根を境に営巣地と反対側の緩斜面を利用している可能性がある。事業者の実施した希少猛禽類の定点調査に基づき解析された行動圏の内部構造では、尾根が営巣中心域の外縁となっており、当該外縁上及びその近傍に複数の風力発電設備が設置される計画となっている。当該ペアの行動圏は、複数のペアの行動圏と重複する形でその周囲を囲まれていることから、風力発電設備の設置に伴い、営巣中心域、高利用域等の行動圏が縮小される可能性があり、当該ペアへの生息地放棄又は繁殖成績の低下といった営巣及び繁殖への重大な影響が懸念される。さらに、当該ペア及びその幼鳥の飛翔等から、尾根の両側が営巣中心域に含まれる可能性があることから、風力発電設備への衝突及び移動の阻害による影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 事業者が実施した行動圏の内部構造の解析によると、風力発電設備から約500mの位置に営巣地が存在するペアについては、風力発電設備設置予定の尾根を営巣中心域の外縁としているが、当該解析の基となっている事業者の実施した希少猛禽類の定点調査においては一部視野が確保されておらず、当該ペア及びその幼鳥の飛翔を十分に把握できていないとは言い難い。一方、当該ペア及びその幼鳥の飛翔やとまりが風力発電設備設置予定の尾根付近で確認されていることから、尾根を含む尾根の両側が営巣中心域に含まれる可能性がある。そのため、営巣中心域が正しく把握できていない可能性があることから、営巣地から1km以内に設置を計画している風力発電設備について、設置の取り止め、又は設置を取り止めない場合は、「猛禽類保護の進め方（改訂版）—特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて—」（平成24年1

2月環境省。以下「猛禽類保護の進め方（改訂版）」という。）を踏まえ、営巣地から1kmの離隔を確保した上で、風力発電設備の配置の変更を行うこと。

イ ただし、希少猛禽類の定点調査について、視野が十分に確保できる調査地点を適切に選定した上で追加調査を実施する場合は、アの対応に代え、知見を有する複数の専門家等から構成される猛禽類協議会を設置した上で、イ～キの事項について検討するとともに、追加調査の結果や本事業による影響の予測及び評価に関する助言を踏まえて、環境保全措置の検討を適切に実施すること。

また、追加調査の実施に当たり、専門家等に対して既に実施した調査の手法や結果等を明示的に説明し、その助言を踏まえ、定点調査その他により繁殖状況及び飛翔を適切に把握すること。さらに、猛禽類保護の進め方（改訂版）、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（令和6年6月環境省）、既に実施した調査及び追加調査の結果、専門家等の助言等を踏まえ、行動圏の内部構造の解析や年間予測衝突数の算定を再度実施すること。加えて、これらの解析により得られた営巣中心域に風力発電設備が含まれる場合や飛翔が集中している位置に風力発電設備が計画されている場合は、該当する風力発電設備について、設置の取り止めや配置の変更を含めた環境保全措置の検討を行うこと。なお、風力発電設備の配置の変更に当たっては、専門家等の助言等を踏まえ、適切に検討すること。

ウ 全ての風力発電設備について専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の環境保全措置を講ずること。

エ クマタカのペアごとに、高利用域内好適採食地の改変を回避し、又は極力低減するとともに、営巣地と高利用域内好適採食地間の主要な飛翔ルート上の風力発電設備の設置を極力回避すること。

オ 風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、騒音を伴う簡易な作業を含む営巣期の工事及び高利用域における風車敷、道路等の建設や大規模な森林伐採等の営巣期の工事を回避するよう検討を行う等、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に実施すること。

カ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、クマタカについては、準備書に記載の調査手法等で、少なくとも工事期間中の4年間及び稼働後の2年間の生息状況調査並びに稼働後の1年間のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等

の鳥類からの視認性を高める措置や、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

キ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

### (3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響について

対象事業実施区域及びその周辺は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、干害防備保安林に指定されているほか、一部は砂防法（明治30年法律第29号）に基づき砂防指定地や地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき地すべり防止区域に指定されている。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変を伴うものとなっており、発生する残土については、対象事業実施区域内の6か所の谷部に盛土を実施し、土捨場とすることで処分する計画としている。これらのことから、土地の改変による水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への重大な影響が懸念される。

このため、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、干害防備保安林については、改変を極力回避するとともに、風車ヤード、道路等の設置場所、設計及び工法並びに風力発電設備の建設機材の選定に関して、さらに検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化することで、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避し、又は極力低減すること。また、やむを得ず発生する残土についても、対象事業実施区域内への土捨場の設置による処分を優先せず、関係機関等と十分に調整を行い、対象事業実施区域外に搬出し、再利用を図ることを引き続き検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。